

IMFコンディショナリティの歴史的展開

大隈宏

ガーナ経済・奇跡の復興——早ばつと經濟不振であえいでいた西アフリカのガーナが奇跡的ともいえる復興を成し遂げつつある。……軍事政権が、……現実的路線を推し進めたことと、国際通貨基金（IMF）・世銀などの西側機関による経済政策が功を奏したものとみられ、経済長期低落傾向に悩むアフリカ各国のモデル・ケースになりそうだ。……この経済復興はIMFなどの国際機関と協力して進めた経済復興三ヶ年計画が成果を上げたもので、今後とも農業重視、財政健全化を柱とする政策を続行、八六年からは、第二次復興計画をスタートさせた。これに対しIMFなどは、ガーナ政府の政策に全面支援を表明。……この三年間で六回行われた通貨切り下げで都市部の住民の生活は綱渡りの連続。「IMF・世銀に国家利益を売り渡した」という批判が国民にくくすぶっている（『毎日新聞』一九八六年五月七日・朝刊）。

メキシコ債務危機——民間銀行は、……メキシコ救済融資の前提として、IMFとメキシコの経済再建策をめぐる調整が妥結することを強く求めている。……IMFはこれまでのメキシコとの調整の中でGNP（国民総生産）の一〇%にも上るメキシコの財政赤字を六%まで圧縮するよう要求してきている。これに対してメキシコは原油価格急落の中でのこれ以上の財政緊縮は……政権の基礎を危うくし、政治危機に発展しかねないとの判断から……

：「債務返済停止」の可能性をほのめかしてきた（『日本経済新聞』一九八六年六月二二日・朝刊）。

I はじめに

一九七〇年代後半以降、国際金融機関としての IMF（国際通貨基金）の活動には顕著なものがある。IMFは債務累積国に対する金融支援において、「国際協調体制」の中核として主導的な役割をはたしている。⁽¹⁾また開発途上国に対する開発融資においても、IMFは世界銀行との分業体制という従来の枠を超えて、独自の動きを開発途上国に及ぼす。⁽²⁾元来、IMFは、その活動領域を国際収支不均衡是正のための短期融資に限定するものであった。しかし今日では、IMFの活動は多岐にわたっており、その重要性は以前にもまして大きなものとなりつつある。ところが、このようにIMFが国際金融機関として積極的な活動を開拓するにつれて新たな問題が顕在化してきた。それは、IMFと加盟国、とりわけ開発途上加盟国との間の融資をめぐる緊張関係（確執）の激化である。加盟国のマクロ経済政策の修正を融資の条件とするIMF融資の基本政策に対して、加盟国（特に、開発途上国）は反発を強め、その結果、IMF—加盟国関係は高度の緊張状態を孕むものとなつていった。⁽³⁾ [Blunden et al., 1985, Haggard, 1986, Williamson, 1983, Myers, 1987, Killick, 1984a, 1984b]。したがって、「多くの国は、IMFが、その特別な地位を利用して、押し付けがましく、IMFの有効と思う政策を提案してくる」と見ている。……IMFは、各国に過酷な政策を、しかもしばしば一年以内という时限的な条件を付して要求する」とがある。これが最貧困国に、必要以上の、また耐え難い政治的重荷を押しつけがちとなり、時には、『反IMF暴動』を引き起こし、政権の崩壊につながることさえあったのである。（アラン・ト委員会報告）〔アラン・ト委員会一九八〇、二二七七頁〕といった事態が顕在化していくのである。

本稿は、このようなIMF—加盟国間の緊張関係解明の一環として、特にIMF融資政策の展開過程に着目する

ものである。具体的には、IMFコンディショナリティ(Conditionality)、すなわち「加盟国による基金の(一般)資金の利用を協定の諸規定に合致したるに付するため、IMFがこれまで築き上げてきた実践的かつ弾力的な政策および手続きの総体」[Gutiérán 1981, p.1]の展開軌跡を探ること——これが、本稿の直接的な課題である。

II 前 史

一九四四年七月二二日、ブレトン・ウッズ会議において採択されたIMF協定・五条は、IMFとの「取引」(transactions)を規定したもので、同条三項において「基金の資金の利用に関する条件」(Conditions governing use of Fund's resources)が次のように定められた。

- (a) 加盟国は、次の条件に従つて、自国通貨と引換に他の加盟国の通貨を基金から買い入れる」とが認められ。(1) 通貨の買い入れを希望する加盟国が、この協定に合致する支払いをその通貨で行うために、その通貨が現に必要である旨を示すこと。

IMFコンディショナリティは、この規定を語源(起源)とするものであるが、そもそもこの規定の意味することは必ずしも明確ではなく、次のような相反する二つの解釈を可能とするものであった。一方において、この規定は、「その通貨が現に必要である旨を示すこと」を唯一の条件として、加盟国は基金から資金を自動的に引き出す権利を付与されている、という解釈を可能とするものであった。そこでは、基金はあくまでも消極的な存在として位置付けられるものであった。他方において、この規定は、それと正反対の解釈を可能とするものもあった。すなわち、それは、希望通貨の基金からの買い入れが「現に必要である旨を」十分な説得力をもつて示すことができた場合に限り、基金からの資金の引き出しが加盟国に認められる、という解釈である。そこでは、基金はきわめて積極的な存在として位置付けられており、基金は加盟国からの資金引き出し要請に対して審査を行い、場合によ

つてはそれを拒否する権限を保持するに至られるのである。この解釈に従えば、加盟国による基金の引き出しは、当然の権利として自動的に認められる性質のものではなく、あくまでも基金による審査に合格した場合、という条件付でのみ認められるものである。

このように IMF 協定・五条三項の規定は曖昧なものであったが、その理由は、この規定が政治的妥協の産物であつたからである。すなわち、ブレトン・ウッズ会議をリードし、IMF 協定の成立に主導的な役割をはたしたアメリカとイギリスの立場が真向から対立し、容易に接点を見出しえなかつたからである。アメリカの基本的な立場は、加盟国による基金の資金の引き出しは、当然の権利として自由に認められるべきものではない。それはあくまで基金の自主的な裁量権の下において、限定的にのみ認められるべきものである。——とするものであつた。他方、これに対するイギリスの基本的な立場は、一定の範囲内において、加盟国は基金の資金を自由に引き出す権利を認められるべきである。それに対して基金が干渉するようなことがあつてはならない。——とするものであつた。

加盟国による基金の資金の利用（引き出し）に関するアメリカ・イギリス両国的基本的な立場の相違／対立は、既にブレトン・ウッズ会議開催以前の両国間の予備折衝の段階から顕在化していたが、それは最後まで解消されなかつた。というのも、基金の資金の引き出し権の問題には、両国の経済力の相違、さらには第二次大戦後の国際経済秩序における両国間の主導権をめぐる思惑の食い違いが密接にリンクされていたからである。こうして、いわば兩論併記という形で妥協が図られ、問題は先送りされることとなつたのである。

III 展開軌跡

IMF コンディショナリティは、ア・プリオリに設定されたルールではない。それは、IMF が融資義務を遂行する過程で、実際上の必要性に迫られて徐々に積み重ねていった慣行を基礎とするものである。それは、理事会

(Executive Board) における決定、および一度にわたる協定改正を通じて、より明確なものとされた。とはいき、それらは往々にして先行する現実を事後的に確認・合法化するという「宣言的」効果の創出にとどまりがちなものであった〔Gold 1979, p.9〕。以下、IMFコンディショナリティの展開について重要な転換点となつた理事会決定・協定改正等を軸としながら、その歴史的・思想的変遷過程を辿ることとする。

I 一九四八年三月一〇日・理事会決定

IMFは、一九四七年三月、業務を開始したが、そこではまず問題となつたのが曖昧なままとされていた五条三項(a)(i)の解釈の確定であった。といふのも、この規定はIMFが融資業務を行う場合の行動基準（指針）となるべきものであったからである。こうして、理事会において五条三項(a)(i)の解釈の確定作業が着手されたが、その過程において議論の主導権を握ったのは最大の出資国アメリカであった。⁽⁶⁾ アメリカは、IMFを通じてドルが無制限に流出することに対する強い危機意識から、「条件付引き出し権」というかねてからの主張を繰り返し、理事会決定においてそれをIMF融資政策の基本原則として明確に謳うことを強硬に主張したのであつた。

——、一九四八年三月一〇日、理事会は「基金の資金の利用・五条三項(a)(i)の意味」と題する決定を下した〔IMF 1969, p.227〕。それは、アメリカの主張を全面的に反映して次のように「条件付引き出し権」を謳うものであつた。——加盟国が、自國通貨と引き換えに、ある特定の国の通貨を買い入れようとする場合、加盟国はIMFに対し「その通貨が現に必要である旨を示す」（状況説明）ことを求められる。その際、IMFは、(1)加盟国による状況説明を必ずしも機械的には受け容れず、その審査を行う。(2)加盟国による状況説明に疑義が存在する場合には、IMFはそれに異議をとなえ(challenge)、独自の調査を行う権利を保持する。(3)調査の結果、加盟国による状況説明が誤りであると判明した場合、IMFは、加盟国による基金の資金の利用要請に対し、その延期、拒

否、あるいは条件付承認といった措置をとることができる。⁽⁸⁾

「自動的引き出し権」か、それとも「条件付引き出し権」か、という年來の論争は、「条件付引き出し権」の確認という形で最終的な決着がつけられたのであった。それは、IMF融資政策の基本原則の確定を意味するものであつた。⁽⁹⁾

二 一九五二年一月一二日・理事会決定

一九四〇年代末から一九五〇年代初頭にかけての時期、IMFの融資活動は低迷を続けた。懸案となっていた五条三項(a)(1)の解釈を確定し、融資の基本原則を確立したにもかかわらず、加盟国による基金の資金の利用はきわめて低い水準にとどまつた。⁽¹⁰⁾ その大きな理由として指摘されるのが、アメリカによる「歐州復興計画」(マーシャル・プラン)の開始(一九四八年四月)である。アメリカは「歐州復興計画」を通じて、IMF融資よりもはるかに緩やかな条件(大部分は返済義務をともなわない贈与)⁽¹¹⁾で、かつIMF融資をはるかに上回る資金規模で、ヨーロッパ諸国に対して大々的に援助を開いたのである。さらに見落としてならないのが、マーシャル・プラン参加国に対するIMFの融資態度である。一九四八年四月五日、理事会は、アメリカの強硬な主張を容れて、ドル需要の低下を理由として、マーシャル・プラン参加国に対するIMFの融資を厳格化し、「例外的、あるいは予測しえない事態が発生した場合を除いて」、原則的に融資を認めないと決定したのであった(Horsefield 1969, pp. 219-220)。⁽¹²⁾ このような否定的状況の下で、新たに専務理事(Managing Director)に就任したのがIvar Roothであった(一九五一年～一九五六六年)。彼は、融資活動の積極化、すなわち加盟国に対して基金の資金を積極的に利用させることを通して、IMFの活性化、ひいては国際社会におけるIMFの地位の向上を図ろうとしたのであった。その一環として彼が着手したのが、加盟国が基金の資金を引き出す場合の具体的な条件の整理・明確化という作業であつ

た [Horsefield 1969, pp. 321-326]。

一九五一年一月一日⁽¹⁴⁾、理事会は「基金の資金の利用及び買戻し」に関する決定を行つたが、それはこうした彼の試みが結実したものである。[IMF 1969, pp. 228-230]⁽¹⁵⁾。一般に Rooth Plan とよばれるこの決定は、次のようだ。① IMF融資の限定的目的、および加盟国自身による自助努力の重要性。②融資予約（事前の信用供与）の可能性。③一定限度内における無条件融資の承認等を確認・明確化するものであり、それはその後のIMF融資政策の根幹を形成するものとなつた。

(1) IMFの任務は、加盟国が国際收支上の困難に陥つた場合、それを一時的に支援することにある。従つて、①加盟国の経済的困難が一時的な性格のものか否か。②加盟国が経済的困難の克服に向けて、適切な政策を遂行しようとしているか否か。——これらの二点、とりわけ後者、すなわち困難克服へ向けての加盟国の政策対応が加盟国に対するIMFの基本的態度を決定する重要な要素である。

(2) IMFと加盟国は、基金の資金の利用に関して協議を行うが、それに二つのケースが想定される。第一のケースは、現に直面している経済的困難に対処する目的で加盟国が資金の即時引き出しを行う場合である。第二のケースは、近い将来に予見される経済的困難の発生に備えて、加盟国があらかじめIMFとの間に協議を行い、たとえば協議から六ヶ月～一二ヶ月という期間に資金を必要とする事態が発生した場合、あらためて協議をしなくとも、資金の引き出しが可能となるような措置を講じておく場合である。

(3) 基金の資金は、加盟国の出資金を基礎とする回転資金である。従つて、基金からの資金の引き出しを行つた加盟国は、適当な期間内——引き出し完了後、三年～五年以内——に基金に対して引き出した資金の返済（具体的には、基金が保有する自国通貨の買戻し）を行ふべきである。

(4) 加盟国は、クオータ（出資割当額）の二五ペーセントを金で、残りの七五ペーセントを自国通貨で出資して

するが、前者、やだねる金による出資相当額の範囲内での引き出し要請に対しても、IMFは「やうたく善意の解釈」(overwhelming benefit of any doubt)を取る。やだねるの範囲内の引き出し要請に対して IMFは実質的には審査を行わず、加盟国が資金を自由に引き出す权利がある。⁽¹⁹⁾

III 一九五一年一〇月一日・理事会決定

一九五一年一〇月一日、理事会は、スタンダード・バイ取極 (Stand-by Arrangement) に関して次のよのな決定を行った [IMF 1969, pp. 230-231]。それは、同年一月一日の理事会決定をもとに具体化・発展せらるるものであり、これにより IMFは、融資政策遂行上をめで有力な武器を獲得するにいたった。以後、IMFはこのスタンダード・バイ取極を軸として融資を積極的に推進するのである。⁽²⁰⁾

〔1〕 IMFは、六ヶ月を超えない期間内において、加盟国による基金の資金の引き出しをあらかじめ保証する目的で、加盟国に対してスタンダード・バイ取極を承認する用意がある。

〔2〕 加盟国からスタンダード・バイ取極承認の要請が行われた場合、IMFは当該加盟国の経済状況、経済政策等を審査する。審査は、基金の資金の即時引き出し要請の場合と同一の基準・手続きに基づいて行われる。

〔3〕 IMFからのスタンダード・バイ取極を承認された加盟国は、取極の範囲内において、あらためて IMFから審査を受けねむなく自由に資金を引き出す権利を保持する。

〔4〕 スタンダード・バイ取極の対象となるのは、クオータの十五ペーセント (金による出資相当額) を超える資金の引き出しに限定される。⁽²¹⁾

IV 一九五二年一一月一一日・理事会決定

一九五三年一二月二三日、理事会は、①加盟国の経済状況によつては、六カ月を超えるスタンダード・バイ取極を認めることがある。②ただし、その場合には、IMFと加盟国との間にあらためて特別の補足的な合意が成立することを要件とする。——これを決定した。[IMF 1969, pp. 231-232]。それは、アメリカと、それ以外の加盟国との間の妥協の産物であった。一方において、この決定はアメリカ以外の加盟国の強い主張を容れて、六カ月以上にわたるスタンダード・バイ取極承認の途を拓くものであつた。しかし、他方において、この決定は長期にわたり加盟国に対して無条件で資金の自由引き出し権を保証するものではなかつた。それは、長期間にわたり加盟国に白紙委任状を与えることに対するアメリカの強い危惧の念を反映して、一定の歯止め措置を講ずるものであつた。すなわち、この決定は、将来にわたる資金の自由引き出し権の保証と、資金の適正使用の確保という、いわば相反する要求をバランスさせようとするものであつた。⁽¹⁹⁾

五 一九五四年二月一七日・ペルーに対するスタンダード・バイ取極の承認

一九五四年一月一七日、IMFがペルーに対し承認したスタンダード・バイ取極は、スタンダード・バイ期間を一年間に設定した初めての取極であった。⁽²⁰⁾ またそれは、特別の補足的合意事項として、①ペルーの経済安定化政策がIMFにとって容認しえないものである場合には、IMFはその旨をペルーに対して事前に通告することにより、スタンダード・バイ期間中におけるペルーの資金引き出し権を一方的に中断させることができる。②ペルーが基金より引き出した資金は、引き出し完了後三年以内に基金に返済されなければならない。⁽²¹⁾ ——という内容を含むものであり、それはその後のスタンダード・バイ取極において、いわば原型を構成するものとして踏襲されていった。こうして、IMFは基金の資金の利用方法に関して加盟国に影響力を行使する手段を制度化する」ととなつたのである。

六 一九五六年三月二日・チリに対するスタンダード・バイ取極の承認

一九五六年三月二日、IMFがチリに対するスタンダード・バイ取極は、基金の資金の「適正な利用」を確保するための新たな手段を盛り込むものであった。すなわち、このスタンダード・バイ取極によつて、チリは一九五六年四月一日から向むき一年間にわたつて総額三五〇〇万ドルの信用枠をIMFから供与されたが、実際の引き出しは幾つかの期間に分割して、しかもIMFによる合意を条件として行われるものとされたのであった。具体的には、引き出し累計額一一五〇万ドルまでば、チリは自由に引き出し権行使するなどを認められた。しかし、それ以上の引き出しに關しては、その都度IMFの合意を得る」とを要件とする。——ところがあるのであった。そして、これ以後、このような期間割り振り(Phasing)が一般化するのである [Horsefield 1969, p. 430]。

七 一九五七年七月二十九日・パラグアイに対するスタンダード・バイ取極の承認

一九五七年七月二十九日、IMFがパラグアイに対するスタンダード・バイ取極は、それまでのスタンダード・バイ取極とは質的に異なるものであった。すなわち、基金の資金の「適正な利用」を確保するための保障措置として、数量的に明示された客観的な経済政策目標の達成(Performance)が、基金からの資金の引き出し条件とされたのである。具体的には、信用および財政政策の分野において、スタンダード・バイ期間内の一定期間にパラグアイが達成すべき目標値が設定され、もしパラグアイがそれを達成しえなかつた場合には、それ以後の資金の引き出しはIMFの合意を得ることを要件とする。——ところなのであった。それは、基金の資金の利用方法に対するIMFの影響力をより確實にしようとするものであった。⁽²³⁾これ以後、信用・財政・国際收支・為替・貿易等、マクロ経済政策の分野における政策目標値が達成基準(Performance Criteria)の設定として、スタンダード・バイ取極(一般的には付属の「趣意書」[Letter of Intent])に留保されてくるのである。⁽²⁴⁾

いうして IMF は、基金の資金の「適正な利用」をより確実なものとするための保障措置を完成するのである。それはまた、IMF コンディショナリティの原型の確立を意味するものややいた。

八 一九六三年一月一七日・理事会決定

一九六二年一月一七日、理事会は輸出変動補償融資制度 (Compensatory Financing Facility) の設立を決定した [IMF 1969, pp. 238-246, pp. 442-457, de Vries et al., pp. 417-427]。やがて、「一次産品輸出に大きく依存している加盟国を対象として、①外生的要因により、一次産品の輸出所得が一時的に減少し、国際収支上の困難が生じた場合、② IMF との協力を条件として——特別に資金の引き出しを認めようとするものである。」の輸出変動補償融資制度は、次の二点において重要な意味をもつものであった。第一は、国際収支上の困難をもたらした原因に着目した点である。といふのも、既述のように、それまで IMF は、IMF が関心を持っているのは、国際収支上の困難が一時的か否か、および加盟国が困難克服のためにどのような政策対応を試みていくかである。IMF にとって、加盟国に国際収支上の困難をもたらした原因は主たる関心の対象ではない。——との立場を保持してきたからである。第一は、加盟国を先進加盟国と開発途上加盟国とに区別し、後者を対象とする特別な融資措置を講じた点である。やがて、IMF 協定においては加盟国はすべて一律に取り扱われるものとなり [Chandavarkar 1984, pp. 31-32]、輸出変動補償融資制度も形式的にはその延長線上に位置付けられるものである。しかし、実質的には、この制度は植民地時代のモノカルチャー経済が残存し、ある特定の一次産品輸出に国民経済全体が全面的に依存している開発途上加盟国に対する支援を念頭に置くものである。

このように、輸出変動補償融資制度の設立は、従来の IMF 融資政策を修正し、一般融資制度に加えて、特別融資制度の設立を意味するものであった [Goreux 1980]。

やむと、一九六六年九月一〇日、理事会は、輸出変動補償融資制度に基いて加盟国が基金より引き出した資金については、クオータを基礎として各加盟国に対し設定された引き出し枠（上限）に加算せず、別枠として処理する旨を決定した [de Vries 1976b, pp.198-201]。トレーディング（floating）によばれるこの措置は、開発途上加盟国に対して特別に追加的融資を認めるものであり、それはやがて一九七〇年代における特別融資制度の積極的な設立へ向けての土壤を形成するものとなつた。

九 一九六八年五月二一日・第一次改正協定

IMF総務会（Board of Governors）は、一九六八年五月二一日、協定の改正（第一次改正）を承認した（発効は、一九六九年七月二八日）。それは、ドル不安（危機）の進行によって顕在化した国際流動性危機に対して IMF が積極的に対処しようとするもので、改正の中核となつたのが SDR（Special Drawing Rights：特別引き出し権）の創設であつた。

SDRは、クオータ比率に応じて、IMFより各加盟国に配分される他国通貨引き出し権である。⁽²⁵⁾ それは加盟国に對して IMFが無条件で、新たに国際流動性を供与する」と目的とするものであり、伝統的な基金の資金の引き出し——GDR（General Drawing Rights：一般引き出し権）の行使——とは異なり、自由にその行使が認められるものである。⁽²⁶⁾

ところで、この第一次改正においては、SDRの創設という画期的な措置に加えて、GDRに関しても新たな措置がとられた。それは、協定本文において次のように初めて「条件付引き出し」という IMF融資政策の基本原則が明文化されたである。もともと、それは基本的にはそれまで積み重ねられてきた融資慣行をいわば法的に再確認するものであり、IMF融資政策の新たな展開を意味するものではなかつた [Gold 1979, p.9]。

(+) IMFの基本目的を謳った一条(v)の規定に「一時的に」という文言が追加され、加盟国による基金の資金の利用があくまでも一時的にのみ認められる措置である旨が強調された。⁽²⁷⁾ [Gold 1969b, pp.27-29]。

(+) 五条三項に次のような追加規定(c)(d)が設けられ、加盟国による基金の資金の利用は、基本的に基金の承認を「条件とする」旨が強調された。

(c) 加盟国による基金の資金の利用は、基金の目的に従つて行わなければならない。基金は、その資金の利用に關し、加盟国がその國際收支上の問題を基金の目的に合致する方法で解決するのを援助し、かつ、基金の資金の一時的な利用のための適當な保障を確立するような政策を採択するものとする。

(d) 基金は、申し込まれた買入れがこの協定及びそれに基づいて採択された政策に合致するかどうかを決定するため、……加盟国が行つた申し立てを審査する。ただし、ゴールド・トランシュの買入れの申し込みについては異議を提起しない。

(+) 一九条に次のような追加規定(j)が設けられ、ゴールド・トランシュ概念の明確化、およびフローティングの対象範囲の限定が行われた。

(j) ゴールド・トランシュの買入れとは、加盟国が自國通貨で行う他の加盟国通貨の買入れであつて、その買入れの結果当該加盟国の通貨の基金保有額が割当額の百ペーセントをこえることとならないものをいう。基金は、この定義を適用するにあたり、輸出変動補償融資のための基金の資金の利用に関する政策に基づく買入れ及び保有額を除外することができる。⁽²⁸⁾

一〇 一九六八年九月二〇日・第一次レビュー

一九六八年九月二〇日、理事会は「基金の資金の利用及びスタンダード・バイ取極」と題する決定を行つた [de Vries

1976b, p.197]。それは、これまで IMFが積み重ねてきた融資政策を本格的にレビューする最初の試みであり、以後これを契機として、理事会は融資政策を定期的にレビューするようになつた。

この第一次レビューは基本的にはそれまでの融資慣行を再確認するものであつた。とはいゝ、それは当時徐々に頗る在化しつつあった開発途上加盟国との IMF融資政策に対する不満を部分的にせよ反映させるものでもあつた。そして、この第一次レビューにおける確認事項は、一九七九年に二度目の包括的レビュー（後述）が行われるまでの約一〇年間、IMF融資政策の基本的ガイドラインとしての機能をはたすものとなつた。その骨子は次のとおりである。

(1) 融資政策の展開にあたつては、基金の資金の回転資金的性格に鑑み、適当な保障措置がとられるべきである。
また、融資に際して IMFは加盟国を差別的に取り扱つてはならず、すべての加盟国に対して一元的な融資政策を展開すべきである。⁽²⁹⁾しかし同時にそれは、硬直したものであつてはならず、個々の加盟国の特殊性を考慮にいれたものでなければならない。

(2) スタンダード・バイ取極には、IMFと加盟国との協議(consultation)を謳つた条項が必ず挿入されていなければならぬ。また、基金の資金の引き出しがスタンダード・バイ取極に基づくものであるか否かにかかわらず、ファースト・クレジット・トランシューを超える資金の引き出しに関しては、引き出しの全期間にわたつて IMFと加盟国との間に協議が行われなければならない。
(3) 基金の資金の引き出しがファースト・クレジット・トランシューを超える場合には、期間割り振り、および達成基準の設定という二つのルールが必ず適用されなければならない。⁽³⁰⁾ただし、資金の引き出しがファースト・クレジット・トランシューの範囲内にとどまる場合はこの限りではない。

四 達成基準の設定においては、経済的危機の克服へ向けて加盟国が実施している経済政策の進捗状況を評価す

るのに不可欠な变数のみが選択されるべきである。

(4) スタンド・バイ文書（スタンド・バイ取極および趣意書）においては、その本来の目的に鑑み、それがIMFと加盟国との間の法的な契約であるかのように誤解される恐れのある言葉を使用すべきではない。

一 一九七六年四月三〇日・第二次改正協定

IMF総務会は、一九七六年四月三〇日、協定の改正（第二次改正）を承認した（発効は、一九七八年四月一日）。それは、一九七一年八月一五日、ニクソン・アメリカ大統領（当時）による、金とドルの一時的な交換停止という一方的な措置を直接的契機として発生した国際通貨システムの大混乱の過程で定着していく緊急避難的諸措置、および新しい現実——固定相場制からフロート制への移行、SDRの中心資産化——を協定において法的に追認することを主要目的とするものであった。

また、この第二次改正においては、IMF融資政策が基金の「一般」資金⁽³¹⁾の利用として次のように詳細に規定されたが、それは第二次改正の基本的性格を反映して、第一次改正以降積み重ねられてきた融資慣行を法的に追認するものであった。

- (1) 五条三項(a)の規定が次のように改められ、①スタンド・バイ取極が協定において初めて正式に言及された。
②スタンド・バイ取極とならんで拡大取極（Extended Arrangement）が正式に承認された。③IMFが一般融資政策（トランシュ・ポリシー）に加えて、さまざまな特別融資政策を展開することが認められた。
- (a) 基金は、その一般資金の利用に関する政策（スタンド・バイ取極又はこれに類似する取極に関する政策を含む）⁽³²⁾を採択するものとし、また、特別な国際收支問題のための特別な政策を採択することができる。⁽³³⁾これらの政策は、加盟国がその国際收支上の問題をこの協定の規定に合致する方法で解決することを援助し及

び基金の一般資金の一時的な利用のための適当な保障を確立するような内容のものとする。

(2)

三〇条(b)において、スタンド・バイ取極が次のように定義され、スタンド・バイ取極の承認があくまでもIMFの専決事項であること、およびそれが予防的目的のために設けられたものである旨が再確認された。

(b) スタンド・バイ取極とは、基金の決定であって、その決定に定められた条件に従い、一定の期間内にかつ一定の額を限度として、加盟国が一般資金勘定から買入を行うことができるなどを保証するものをいう。⁽³⁴⁾

(3) 第一次改正協定・五条三項(c)(d)の規定は、五条三項(b)(c)の規定として、よりいっそう明確なものとされた。

それは、IMF融資があくまでも条件付であることを強調するものであった。また、従来のゴールド・トランシュにかわって新たにリザーブ・トランシュという概念が用いられるようになった。⁽³⁵⁾

(b) 加盟国は、次の(i)から(iv)までの条件に従い、他の加盟国の通貨を等額の自国通貨と引き換えて基金から買入れることができる。

(i) 当該加盟国による基金の一般資金の利用がこの協定及びこの協定に基づいて採択された政策に従つて行われること。

(ii) 当該加盟国がその国際収支、対外準備ポジション又は対外準備の推移を理由として買入れを行う必要がある旨を示すこと。

(iii) 申し込まれた買入れがリザーブ・トランシュの買入れであること又は、申し込まれた買入れにより、買入れ国通貨の基金保有額が買入国の割当て額の二百ペーセントを超えることとならないこと。

(iv) 略

(c) 基金は、申し込まれた買入れがこの協定及びこの協定に基づいて採択された政策に合致するかどうかを決定するため、買入れの申請を審査する。ただし、リザーブ・トランシュの買入れの要請については、異議を

提起しない。

四 三〇条(c)において、リザーブ・トランシュが次のように定義された。それはまた、新たなフローティングの可能性を示すものでもあった。

(c) リザーブ・トランシュの買入れとは、加盟国が自國通貨で行う特別引出権又は他の加盟国の通貨の買入れであつて、その買入れの結果として一般資金勘定における当該加盟国の通貨の基金保有額が当該加盟国の割当額を超えることとならないものをいう。ただし、基金は、この定義を適用するに当たり、次の政策に基づく買入れ及び保有額を除外することができる。

(i) 輸出変動補償融資のための基金の一般資金の利用に関する政策

(ii) 一次產品の國際緩衝在庫に対する拠出のための資金調達に関する政策⁽³⁶⁾
 (iii) 基金の一般資金の利用に関するその他の政策であつて、基金が、総投票権数の八十五ペーセントの多数により、当該その他の政策に関し除外を決定するもの。⁽³⁷⁾

二 一九七九年三月一日・第二次レビュー

一九七八年から一九七九年にかけて、理事会はIMF融資政策のあり方に関する包括的な検討を行つた。これが、IMF融資政策の第一次レビューとよばれるもので、その成果は一九七九年三月一日の「基金の一般資金の利用及びスタンド・バイ取極」と題する理事会決定として結実した。それはIMF融資政策の基本的ガイドラインを次のように一二項目にわたつて列挙するものであり、その大部分は第一次レビュー以降の融資慣行を整理・明確化するものであった。とはいゝ、それは開発途上加盟国の中の主張をある程度汲み入れるものとなつてゐる。⁽³⁸⁾

(1) スタンド・バイ取極は、もともと加盟国の国際收支悪化に対する予防措置として考へ出されたものである。

その意味で、加盟国は、国際收支上の困難がそれほど悪化していない初期の段階、あるいはそもそも国際收支上の困難が生ずる前の段階から、基金の一般資金を活用して調整政策に着手すべきである。⁽³⁹⁾

(1) 一般にスタンダード・ペイ取極の有効期間は一年である。しかし、場合によつては最大限三年まで有効期間を延長する」とも可能である。⁽⁴⁰⁾

(2) スタンダード・ペイ取極は、国際的な協定ではない。従つて、スタンダード・ペイ取極およびそれに付属する趣意書においては、契約的なニュアンスをもつ言葉は用いられないべきではない。⁽⁴¹⁾

(3) 加盟国による調整計画策定を支援するにあたり IMF は、①加盟国の、国内的な社会的・政治的諸目的(domestic social and political objectives)、②経済的優先順位(economic priorities)、および③加盟国を取り囲む環境諸要因(国際收支問題を引き起した原因を含む)に対して適切な配慮を払へ(pay due regard) ものとする。⁽⁴²⁾

(4) スタンダード・ペイ取極にはすべて、IMFと加盟国との間の協議を謳った条項が挿入されるものとする。またこうした IMF—加盟国間の協議はスタンダード・ペイ取極期間の終了後も、借り入れ残高が高次クレジット・トランシット以上である限り行われるものとする。⁽⁴³⁾

(5) 期間割り振り、および達成基準の設定ところ一一〇のルールは、ファースト・クレジット・トランシットを超える引き出しに関してのみ適用される。

(6) 加盟国は、IMFによりスタンダード・ペイ取極を承認されるための前提として、事前に一定の調整政策に着手しておくことを求められる。⁽⁴⁴⁾

(7) IMF は、基金の一般資金の利用に関する、加盟国によってその取り扱いを区別しない(Nondiscriminatory Treatment)。

(九) 達成基準は、あくまでも加盟国の調整計画の進捗状況を評価するために不可欠とされる経済変数についてのみ設定される。すなわち、達成基準は、第一義的にはマクロ経済変数に関して、およびある特定の調整政策を遂行する上で必要とされる諸変数に限定して設定される。⁽⁴⁵⁾

(十) 調整計画が一年以上にわたる場合、あるいは一年以内であってもさほどまな理由から、達成基準の一部が事前に設定不可能な場合、IMFは加盟国との間に適宜、調整計画のレビューを行い、合意を達成するものとする。

(十一) IMFスタッフは、スタンダード・バイ取極の終了直後に開かれる四条協議の場を利用して、あるいはまた、加盟国による資金利用の追加要請の場を利用して、加盟国による調整政策の達成状況に関する分析・評価を行う。

IV 結びにかえて

一九八〇年代初頭以降、IMF融資政策は大きな曲り角に直面している。というのも、IMF自身が年次報告において認めているように、IMFが支援する調整計画は、その大部分が国際収支不均衡の是正という基本的な目的を達成するまでに至っていないからである [IMF 1986, p.44]。それは、一九八〇年～一九八六年にかけて、IMFがブラック・アフリカ諸国に対して展開した九二の一の調整計画のうち、中断されたもの四〇、計画の練り直しによってからうじて継続されたもの四三という惨憺たる事実からも窺われるところである [Kronsten 1987, p.149]。

」のような事態に直面して、理事会ではコンディシヨナリティの全面的な見直しを求める気運が徐々に高まつていった。それは具体的には、一九七九年三月に定められた一二項目の基本的ガイドラインの再検討を意味するものであった。こうして、一九八七年五月八日、理事会は一九七九年ガイドラインの有効性を確認するとともに、その包括的な再検討に向けて動き出すことを決定したのである。[IMF 1987a, p. 43, pp. 96-97]。

とはいっても、その前途は決して容易なものではない。なぜなら、開発途上国の経済状況が好転の兆しうかげず、依然として悪化傾向を持続しているという一九八〇年代後半の世界経済状況下においては、IMFが志向する経済的合理性と、加盟国（特に、開発途上加盟国）が志向する政治的合理性の対立という、IMFコンディシヨナリティに固有の問題がより先鋭化された形で顕在化する可能性が強いからである。従って、理事会によるコンディシヨナリティの包括的な見直しが、コンディシヨナリティの強化、すなわち経済的合理性の貫徹を志向するものである場合には、それはIMFによる「管理体制」の強化の試みとして加盟国（特に、開発途上加盟国）の激しい反発を招くものとなるであろう。その意味では、相対立する二つの行動論理の間にどのような接点を見出すかが、コンディシヨナリティ再検討の最大の課題であろう。

- (1) IMF融資は、一種の「資格認定証」(Seal of Approval)としての触媒的機能をはたしており、世界銀行・民間金融機関・先進国政府等は、IMFを先頭としてコンボイを形成している。「小泉 一九八七、中村 一九八七、通産省一九八五」参照。

- (2) 一九八〇年代初頭以降、IMFと世界銀行の活動は収斂の傾向を示し、IMFの世界銀行化、世界銀行のIMF化が指摘されている。世界銀行の構造調整貸付（一九八〇年発足）、およびIMFの構造調整融資制度（一九八六年発足）は、その具体的な表れである。

- (3) IMF—開発途上加盟国間の対立を、特にコンディシヨナリティをめぐる見解の相違という観点から検討したものと
シド [de Vries 1985d, 1985e, Pirzio-Biroli 1983] 参照。

- (4) 原文は次のとおり。

- (a) A member shall be entitled to buy the currency of another member from the Fund in exchange for its own currency subject to the following conditions.
 - (i) The member desiring to purchase the currency represents that it is presently needed for making in that currency payments which are consistent with the provisions of this Agreement.
 - (5) 並べる記録は、[Gold 1979, Guitián 1981, 市原一九八四] de Vries 1985a, pp. 481-489, Horsefield et al., 1969] による。
 - (6) ブラジルは、一国や出資総額（七六億ドル）の二〇%（一一八億ドル）を負担したことだ（一九四五—一九五二一五年間）。[Wood 1986] 参照。
 - (7) アメリカ以外の国々は回顧のドル債務を抱えており、IMFからの資金の元利支払い事実上、アメリカ・ドルの元利支払いを意味した。
 - (8) 以下に示すケースが想定された。①通貨の引き出しが現地に必要とされればならず。②希望された通貨で元利支払いを行ふ必要がない。③通貨の元利支払いが協定の規定と合致してしまった。
 - (9) Gold さんの決定が、IMF融資政策の歴史における画期的な出来事（landmark）へ特徴付けてある。[Gold 1969a, p. 523]。
 - (10) 一九四七年度～一九五〇年度にかけての、基金の資金の利用状況は以下のとおり。四七年度：六億ドル、四八年度：一億一〇〇〇万ドル、四九年度：五二〇〇万ドル、五〇年度：一八〇〇万ドル。
 - (11) 一九四八年～一九五二年にかけて、アメリカはヨーロッパ一七カ国に対して、総額一三〇億ドルの援助を供与しており、その九〇%強が贈与であった。
 - (12) 一九五二年三月、理事会はマーシャル・プランの終了となり、決定の無効を宣言した。
 - (13) 決定の前文において、基金の資金の利用に関する「実践的基盤」（Practical Basis）の構築を重視するのではなくが語られた。
 - (14) Gold さんの決定が、IMF融資政策におけるマニフェスト形容している。[Gold 1969a, pp. 523-524]。
 - (15) もう一つの決定が、協定における点が明確化されたのは、一九六八年の第一次改定におけるもの（後述）。
 - (16) これが、「ホールド・トラanches」（Gold Tranche）の元利支払いと呼ばれるものである。これは、協定における一

ルド・トランシュが明文化されたのは、一九六八年の第一次改正においてであった（後掲）。

(17) 一九五一年六月、事実上最初のスタンド・バイ取極がベルギーに対して承認された。

(18) これが、クレジット・トランシュ（Credit Tranche）の呼出しと呼ばれるものである（後掲）。

(19) 一九五一年二月、および一〇月の理事会決定は、おくまで基金の資金を引き出す権利に関するものである。加盟国により引き出された資金の適正利用を確保する措置に関して言及するものではなかつた〔de Vries et al., 1969, p. 471〕。

(20) 一九五七年以降、スタンド・バイ期間が六ヵ月のスタンド・バイ取極は例外的な存在となりつつある。

(21) スタンド・バイ取極の目的に反するとの疑惑も提起されたが、最終的にはアメリカの強い主張により承認された〔Horsefield 1969, pp. 374-375〕。

(22) これは、資金の回転サイクルをスピード・アップさせようとするものである。すなわち、スタンド・バイ期間の延長ではない。従来三年六ヵ月～五年六ヵ月を要していたサイクルを四年に短縮することを目的とするものである。

(23) アメリカの強硬な主張を反映するものであり、アメリカ以外の国々からは強い疑念が表明された〔Horsefield 1969, p. 431〕。

(24) 一九五八年以降、スタンド・バイ取極の付属文書として趣意書が添付されるようになり、やがて取極と趣意書は一括してスタンド・バイ文書と総称されるようになった。また、スタンド・バイ取極に基づかない、資金の即時引き出しの場合にも趣意書が添付されるようになった。ただし、一九六〇年代後半以降、資金の即時引き出しは、特別融資制度（後述）に基いて引き出しの場合にのみ例外的に認められるものとなつた。

(25) 開発途上加盟国は、のDRIと開発融資とのリンクを強く主張したが受け容れられなかつた。この点については〔Goode 1985, pp. 40-48, Maynard et al., 1981, pp. 353-360〕参照。

(26) のDRIの創設は、基金は特別引当勘定（Special Drawing Account）が設けられ、従来の資金勘定は一般勘定（General Account）として区分された。

(27) されば、無条件の国際流動性の供与がのDRI、および「ホールド・トランシュ」の呼出しに限定される旨を明らかにするのであった〔Gold 1979, pp. 9-10, Gold 1969b, pp. 30-32〕。

(28) ハンド帳記述が示すのは、「あくまでもホールド・トランシュからのフローホークのみであり、クレジット・トランシュからのフローホークに言及するものではない。」と言ふべき。それはフローホークイングが例外的に限定的な措置とし

IMFコンディショナリティの歴史的展開

- (28) これが「 IMF融資制度」の発端である。やがて、一九六九年六月十五日、理事会は緩衝在庫融資制度(Buffer Stock Financing Facility)の設立を決定し、それに基づく基金の資金の引き出しはタレンシット・トランシットが除外する旨を定めた〔Gold 1979, p. 10, de Vries 1976b, p. 201, Chandavarkar 1984, pp. 51-52〕。
- (29) 背景としては、IMF融資政策が先進工業加盟国と開発途上加盟国との差別化により、開発途上加盟国に対するより厳しくものとなってしまった。〔毛利 一九八四、一九〇~一九三頁〕。
- (30) この除外規定の恩恵を享受できるのは先進工業加盟国に限定されてしまう。というのも、開発途上加盟国は民間資金のアクセスが限られており、またクオータが小さくなることから必然的にファースト・クレジット・トランシットを超える引き出しを行わざるを得ないからである。
- (31) 一条(1)の規定において、資金が「一般資金」と限定された。
- (32) 直接的には、拡大取極を意味する。それは、一九七四年に設立された拡大融資制度(Extended Fund Facility)の基礎となるもので、これによって加盟国は三年間にわたって基金の資金を利用することが可能となった。
- (33) これは、一般融資制度(その中核はクレジット・トランシット・ポリシー)以外の特別融資制度の存在を法的に追認するものである。すなわち、一九六〇年代に設立された輸出変動補償融資制度、緩衝在庫融資制度を先駆けとして、一九七〇年代に続々と設立された諸制度——オイル・ファシリティ(一九七四年・一九七五年)、拡大融資制度(一九七四年)、信託基金(一九七六年)、補完融資制度／増枠融資制度(一九七九年／一九八一年)、構造調整融資制度(一九八六年)——を合法化するものである。
- (34) スタンダード・バイ取極、拡大取極、趣意書の法的な性格については〔Gold 1980〕に詳しく述べる。
- (35) これは、第二次改正協定において金を中心資産から排除し、増資払い込み等は金によらず、原則としてのDRRによることが規定されたことを反映するものである。
- (36) 經衡在庫融資制度の場合、従来はクレジット・トランシットからのフローティングのみが認められていたが、リザーブ・トランシットからのフローティングが認められることにより開発途上加盟国の基金の資金に対するアクセスはより有利なものとなつた。
- (37) この規定の含意するところは、クレジット・トランシットからのフローティングは理事会がその裁量権の範囲内で自由に決定できるというものである。それは、第一次改正協定の基本方針を転換して、フローティングの可能性を拡大しよう。

かねるやうである。

(38) ガイレーラインの觀點より云はば、[Gold 1979, pp. 15-36, IMF 1985, p. 52-57, 遷沢 一九八一[一九七九～一九八二]参照。]

(39) 第二次ブラント委員会報告 (*Common Crisis*)においては、「IMFと加盟国との間の悪循環が次のように指摘され
ます。——「今日、多くの国々が、IMFを不適の感じたり、あるいは敵意をもつて眺めています。そして、或る
種の悪循環が存在している。ところが、加盟国は経済状態が極端に悪いと悪化しなければ、IMFに対して支援を求む
に行かず、従つてやるよくな段階においてIMFが提示する諸手段は、必然的に厳しく、しかもティックなものとなる
を得ないからである。」しかし、IMFに対する不評がまことにあらわされたのである。」[Brandt Commission 1983, p. 61]。

(40) これは、先行する現実を追認するものである。ところの、既にIMFは事実上一年間のスタンドバイ取組を承認
しており、また三年間のスタンドバイ期間を認めた拡大融資制度を発足させたからである。このよへんなスタンドバイ・
ペイ期間の延長という措置は、国際收支不均衡が構造的要因に基いてゐるのであり、その克服には中・長期的な調整政策
の遂行が必要とされる、どうも新たな認識に促されるものである。

(41) ベタント・バイ文書の非契約的性格の明示化は、IMF・加盟国双方にとって以下のようなメリットが期待され
る。IMFにとって、①IMFに言質をとられるとする加盟国の警戒心をやわらげる。②加盟国による基金の資金
の利用を促進する。③他の国際機関との競合が回避される。加盟国にとって、①ベタント・バイ文書において語われ
た政策目標の達成(特に、達成基準の充足)に失敗しても、それがただちにIMFとの国際的な義務違反とはならない。
②加盟国の政策当局者は、IMFに対して国家主権を売り渡したとの国内からの批判をかわすことができる。③国際協
定の締結に必要とされる複雑な国内手続きから免れる。したがて、ベタント・バイ文書は極秘とされるが、やのや
デル・ホーマおよび具体的実例より云はば、[Gold 1979, pp. 38-48, Edwards 1985, Killick 1984c, pp. 141-143,
Spaventa 1983, pp. 466-473] 参照。

(42) すれば、開拓途上加盟国が強く主張——主権の尊重、外生的要因の重視、画一的調整政策反対等——を反映するもの
であるが、やいとは以下のような留保がなされてゐる。④「適切な配慮を払う」という表現は、「尊重する」(respect)
という表現に比べて、強制力の弱い言葉であり、IMFは自由裁量の余地をかなりの程度残すものである。⑤「慣習た

配慮」の対象とされるのは、国内的な社会的・政治的目的のみであり、国際的諸目的、国内的な經濟的諸目的(domestic economic objectives)は、「適当な配慮」の対象外としてIMFに発言権が認められて いる。

(43) 達成基準を充足することが出来ず、その後の引き出し権が停止された場合、引き出し権が復活するのは協議において合意が成立した場合のみである。

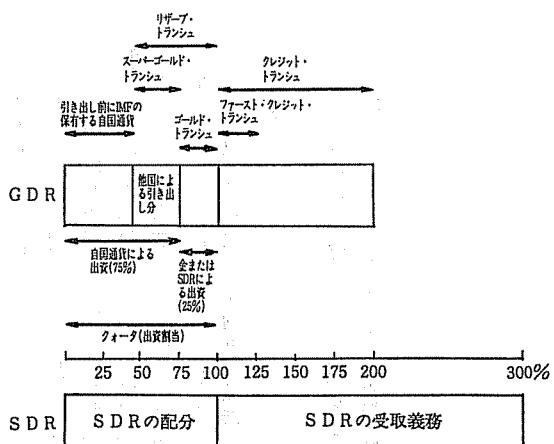
(44) ファースト・クレジット・トランショの引出しの場合には、即時引き出しが認められており、また高次クレジット・トランショの引き出しの場合でも、それが一年間のスタンダード・バイ取極に基づく場合には、事实上短期間のうちに資金の引き出しが完了している。これは、そのような事態に対する保証措置としての意味を持つものである。

(45) これは、趣意書において謳われる達成基準が必要以上に厳しいとする開発途上加盟国の強い反発を反映するものである。一般に達成基準の設定において選択されるマクロ経済変数は、財政支出の削減(補助金の廃止)、通貨供給量の抑制、通貨の切り下げ、インフレの抑制、对外借り入れの縮小、賃上げの抑制、輸入の抑制・輸出の促進等であるが、こうした達成基準の設定がIMFと加盟国とのコンディショナリティをめぐる議論の中核を形成していく。〔Pirzio-Biroli 1983〕参照。

(付記) 本稿の作成に際しては、村本放・成城大学経済学部教授より貴重なコメントを頂いた。記して感謝する次第である。なお、本稿は「成城大学教員特別研究助成」による共同研究「世界銀行をめぐる法と政治」の一部をなすものである。

(井上・ひろし=本学教授)

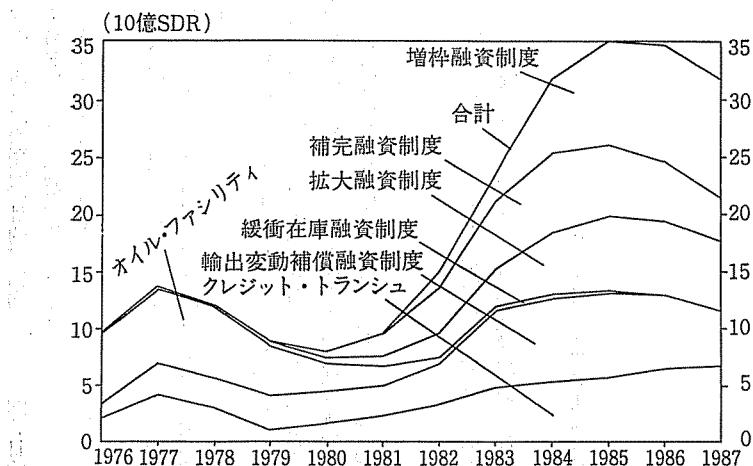
資料1 IMF引き出し権



出所：[高橋泰蔵・増田四郎編, 1984, 『体系経済学辞典』(第6版), 東洋経済新報社, 748頁]。

注：SDRの配分は総額のクォータ比率である。図は比率で表示。

資料2 IMF各種融資制度の利用状況 (1976年～87年)



出所：[IMF 1987a, p. 48]。

注 1：各年度とも 4月30日現在の残高を示す。

注 2：構造調整融資制度に基づく融資 1億3900万 S D R は含まない。

IMFコンディショナリティの歴史的展開

資料3 IMFからの資金の買入れ
／貢戻し（1948年～87年）
(100万SDR)

年度 ^a	加盟国による 買入れ総額	加盟国による 貢戻し総額
1948	606.04	—
1949	119.44	—
1950	51.80	24.21
1951	28.00	19.09
1952	46.25	36.58
1953	66.12	184.96
1954	231.29	145.11
1955	48.75	276.28
1956	38.75	271.66
1957	1,114.05	75.04
1958	665.73	86.81
1959	263.52	537.32
1960	165.53	522.41
1961	577.00	658.60
1962	2,243.20	1,260.00
1963	579.97	807.25
1964	625.90	380.41
1965	1,897.44	516.97
1966	2,817.29	406.00
1967	1,061.28	340.12
1968	1,348.25	1,115.51
1969	2,838.85	1,542.33
1970	2,995.65	1,670.69
1971	1,167.41	1,656.86
1972	2,028.49	3,122.33
1973	1,175.43	540.30
1974	1,057.72	672.49
1975	5,102.45	518.08
1976	6,591.42	960.10
1977	4,910.33	868.19
1978	2,503.01	4,485.01
1979	3,719.58	4,859.18
1980	2,433.26	3,775.83
1981	4,860.01	2,852.93
1982	8,040.62	2,009.88
1983	11,391.89	1,555.12
1984	11,517.73	2,017.65
1985	6,288.87	2,730.39
1986	4,101.22	4,289.01
1987	3,684.56	6,169.32
合計	101,004.10 ¹	53,960.02 ²

出所：[IMF 1987a, p.81]

注1：リザーブ・トランシュの買入れを含む。
注2：買戻しと同様な効果をもたらす通貨の
売却は含まない。

注3：各年度とも4月30日現在の残高を示す。

資料4 スタンダードバイ取極承
認件数と総額（1953年～87
年）
(100万SDR)

年 度	件 数	総 額
1953	2	55.00
1954	2	62.50
1955	2	40.00
1956	2	47.50
1957	9	1,162.28
1958	11	1,043.78
1959	15	1,056.63
1960	14	363.88
1961	15	459.88
1962	24	1,633.13
1963	19	1,531.10
1964	19	2,159.85
1965	24	2,159.05
1966	24	575.35
1967	25	591.15
1968	32	2,352.36
1969	26	541.15
1970	23	2,381.28
1971	18	501.70
1972	13	313.75
1973	13	321.85
1974	15	1,394.00
1975	14	389.75
1976	18	1,188.02
1977	19	4,679.64
1978	18	1,285.09
1979	14	507.85
1980	24	2,479.36
1981	21	5,197.93
1982	19	3,106.21
1983	27	5,449.98
1984	25	4,287.33
1985	24	3,218.33
1986	18	2,123.40
1987	22	4,117.51
合 計	610	58,777.57

出所：[IMF 1987a, p.81]。

注：各年度とも4月30日現在の状況
を示す。

参考文献

- Binen, H. and M. Gersovitz, 1985, "Economic Stabilization, Conditionality, and Political Stability," *International Organization*, 39, 4, pp. 729-754.
- プラント委員会(森監訳), 1980,『南と北』, 日本経済新聞社。
- Brandt Commission, 1983, *Common Crisis*, Pan Books.
- Chandavarkar, A., 1984, *The International Monetary Fund : its Financial Organization and Activities*, IMF Pamphlet Series, No. 42.
- de Vries, M. and J. Horsefield, 1969, *The International Monetary Fund 1945-1965* (Vol. II Analysis), IMF.
- de Vries, M., 1976a, *The International Monetary Fund 1966-1971* (Vol. I Narrative), IMF.
- , ed., 1976b, *The International Monetary Fund 1966-1971* (Vol. II Documents), IMF.
- , 1976c, "Increases in Drawings," in M. de Vries, 1976a, ch. 17.
- , 1976d, "Continued Evolution of Stand-By Arrangements," in M. de Vries, 1976a, ch. 18.
- , 1985a, *The International Monetary Fund 1972-1978* (Vol. I Narrative and Analysis), IMF.
- , 1985b, *The International Monetary Fund 1972-1978* (Vol. II Narrative and Analysis), IMF.
- , 1985c, *The International Monetary Fund 1972-1978* (Vol. III Documents), IMF.
- , 1985d, "Conditionality: a Disputed Issue Arises," in M. de Vries, 1985a, ch. 25.
- , 1985e, "Conditionality: the Fund Answers," in M. de Vries, 1985a, ch. 26.
- Edwards, R., 1985, "Is an IMF Stand-By Arrangement a 'Seal of Approval' on which other Creditors can Rely?" *Journal of International Law and Politics* (New York University), 17, 3, pp. 573-612.
- ガードナー, R. (村野他訳), 1973,『国際通貨体制成立史』(上・下), 東洋経済新報社。
- Gold, J., 1969a, "Use of the Fund's Resources," in M. de Vries and J. Horsefield, 1969, ch. 23.
- , 1969b, *The Reform of the Fund*, IMF Pamphlet Series, No. 12.
- , 1970, *Special Drawing Rights : Character and Use*, IMF Pamphlet Series, No. 13.

IMFコンディショナリティの歴史的展開

- , 1979, *Conditionality*, IMF Phamphlet Series, No. 31.
- , 1980, *The Legal Character of the Fund's Stand-By Arrangements and Why it Matters*, IMF Phamphlet Series, No. 35.
- , 1983, *The Nonpolitical Character of the International Monetary Fund*, IMF Phamphlet.
- , 1985, *Financial Assistance by the International Monetary Fund: Law and Practice* (2nd ed.), IMF Phamphlet Series, No. 27.
- Goode, R., 1985, *Economic Assistance to Developing Countries through the IMF*, Brookings Institution.
- Goreux, L., 1980, *Compensatory Financing Facility*, IMF Phamphlet Series, No. 34.
- Gutiérrez, M., 1981, *Fund Conditionality: Evolution of Principles and Practices*, IMF Phamphlet Series, No. 38.
- Haggard, S., 1986, "The Politics of Adjustment: Lessons from the IMF's Extended Fund Facility," in M. Kahler ed., *The Politics of International Debt*, Cornell University Press, pp. 157-186.
- Horsefield, J., 1969, *The International Monetary Fund 1945-1965* (Vol. I Chronicle), IMF.
- Horsefield, J. and G. Lovasy, 1969, "Evolution of the Fund's Policy on Drawings," in M. de Vries and J. Horsefield, 1969, ch. 18.
- IMF, 1969, *The International Monetary Fund 1945-1965* (Vol. III Documents).
- , 1985, *The Role and Function of the International Monetary Fund*.
- , 1986, *Annual Report of the Executive Board from the Financial Year Ended April 30, 1986*.
- , 1987a, *Annual Report of the Executive Board from the Financial Year Ended April 30, 1987*.
- , 1987b, *IMF Survey: Supplement on the Fund*, September.
- Killick, T. ed., 1984a, *The Quest for Economic Stabilization: the IMF and the Third World*, Heinemann Educational Books.
- , ed., 1984b, *The IMF and Stabilization: Developing Country Experiences*, Heinemann Educational Books.
- , 1984c, "An Introduction to the IMF," in T. Killick, 1984a, pp. 128-144.
- 小泉曜司, 1987, 「86年メキシコ債務問題—クロノロジーを中心に」, 『経済と外交』, 2月号, pp. 45-49.
- Kronsten, G., 1987, "The IMF in Africa: Factor of Stability or Unrest?" *World*

- Today*, 43, 8-9, pp. 149-151.
- Maynard, G. and G. Bird, 1981, "International Monetary Issues and the Developing Countries: a Survey," in P. Streeten et al., 1981, pp. 343-365.
- 毛利良一, 1984, 「IMFコンディショナリティの政治経済学」, 日本福祉大学『研究紀要』, 62, pp. 39-145.
- Myers, R. ed., 1987, *The Political Morality of the International Monetary Fund*, Transaction Books.
- 中村雅秀, 1987, 「援助の金融化と債務累積」, 中村雅秀編著, 『累積債務の政治経済学』, ミネルヴァ書房, pp. 1-32.
- Pirzio-Biroli, C., 1983, "Making Sense of the IMF Conditionality Debate," *Journal of World Trade Law*, 17, 2, pp. 115-153.
- 佐久間潮, 1986, 「IMF融資と発展途上国」, 『東京銀行月報』, 38, 4, pp. 4-22.
- Spaventa, L., 1983, "Two Letters of Intent: External Crises and Stabilization Policy, Italy 1973-77," in J. Williamson ed., 1983, pp. 441-473.
- Spitzer, E., "Stand-By Arrangements: Purposes and Form," in M. de Vries and J. Horsefield, 1969, ch. 20.
- Streeten, P. and R. Jolly eds., 1981, *Recent Issues in World Development*, Per gamon.
- 滝沢健三, 1982, 「IMF貸出のコンディショナリティ」, 『東京銀行月報』, 34, 8, pp. 4-25.
- 平勝廣, 1983, 「IMFの『援助機関化』をめぐって」, 同志社大学『社会科学』, 31, pp. 121-175.
- 通産省, 1985, 『経済協力の現状と問題点 1984』, pp. 32-63.
- Williamson, J., ed., 1983, *Conditionality*, Institute for International Economics.
- Wood, R., 1986, *From Marshall Plan to Debt Crisis*, University of California Press.